

令和2年度 かわまち広場における鮎料理提供事業者募集要項

1 公募の目的

本市の秋の風物詩であり、300年以上の歴史を誇る伝統漁法「鮎やな」の風情を楽しみながら、鮎料理を堪能することができる「かわまち交流館」における「延岡水郷鮎やな食事棟」については、例年、多くの市民をはじめ観光客の皆様にご来場いただいておりますが、本年度の営業につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「中止」することとなりました。

このような中、300年以上続く伝統漁法の継承と秋の風物詩として長年、本市に定着している「鮎やな」や「鮎」については、延岡のシンボルであることから、その歴史と伝統の深みと風情を楽しみながら、感染防止対策を確立したうえで食事棟館内の営業ではなく、「かわまち交流広場」「かわまち BBQ 広場」等を活用した「鮎料理」を食することができる囲炉裏席等の環境整備を行うこととしています。

この環境整備に併せて、「かわまち広場運営実行委員会（以下、実行委員会）」においては市民の方々に秋の風物詩である「鮎料理」を楽しんでいただくため、「かわまち交流広場」等を活用した「鮎料理」の提供を行う事業者を募集します。

2 出店場所及び施設

所在地 延岡市大貫町3丁目718番地（大瀬大橋下流左岸）

施設名 かわまち交流館（厨房）・かわまち交流広場特設囲炉裏席

3 出展者の業務内容

(1) 業務内容

- ① かわまち交流館内の厨房を活用し、かわまち交流広場に設置した囲炉裏において、テイクアウトでの鮎料理提供
- ② かわまち交流広場内に設置する囲炉裏の利用者の予約管理
- ③ かわまち交流広場内に設置する囲炉裏 20 基及び 40 席分の椅子及び高机の維持管理、消毒・清掃作業

(2) 期間及び営業時間

- ① 期 間 令和2年10月1日（木）から令和2年11月30日（月）
（61日間）
- ② 営業時間 午前11時から午後3時、午後5時から午後10時

(3) 出店の準備・撤去に係る搬入搬出期間

- ① 搬入期間 令和2年9月23日（水）から
- ② 搬出期間 令和2年12月13日（日）まで

※ 野外に設置する囲炉裏席の運営が含まれるため、営業期間や営業時間等については、協議をおこなった上で柔軟に対応することとします。

4 出店に係る費用

(1) 利用料金

利用期間中においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により営業の途中中止の可能性が排除できないため、かわまち交流館の厨房設備及びかわまち交流広場の利用料金は無料とします。

(2) その他の費用

- ① 伝統鮎やなで漁獲された天然鮎（塩焼き・みそ焼きに供することができるサイズ）は、1kgあたり2,500円（税抜）で延岡観光協会から購入していただきます。
- ② かわまち交流館において使用する電気、ガス、水道等の光熱水費、ゴミの処理費用及びその他営業に関して必要な経費は、事業者の負担となります。
- ③ その他、事業者の都合により支出する経費は、事業者が負担することとします。

5 募集する事業者数

3 - (1)に定める業務内容を行う事業者を募集します。

6 スケジュール

公募期間	令和2年9月8日（火）～令和2年9月17日（木）
質問受付期間	令和2年9月8日（火）～令和2年9月15日（火）
事業者の決定	令和2年9月18日（金）
事業者への通知	令和2年9月19日（土）
利用申込	令和2年9月23日（水）
店舗オープン	令和2年10月1日（木）

7 出店における留意事項

(1) 店舗営業の原則

- ① 延岡市伝統鮎やな憲章を遵守してください。
- ② 延岡産養殖鮎による食事の提供を条件とします。
- ③ 鮎の塩焼き・鮎のみそ焼き・鮎飯・鮎の甘露煮の提供を必須とします。

(2) 営業日

原則3-(2)-①で定める期間は毎日営業をしてください。ただし、自然災害及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実行委員会から営業を休業又は中止とする場合があります。

(3) 営業時間

原則3-(2)-②で定める時間は営業をしてください。この時間を超える営業については、延岡市かわまち広場条例、騒音規制法など、関係法令で定める範囲の営業時間であれば、これを妨げません。

(4) 営業に関する注意事項

- ① 自然災害による店舗の休業、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による出店中止の可能性があります。これらの判断については実行委員会が決定するものとし、指示に従っていただきます。
- ② 上記①等の状況により、店舗の休業及び営業中止となった際の休業補償等はありません。
- ③ 国の定める「外食業の事業継続のためのガイドライン」及び実行委員会が策定する「新型コロナウイルス対応ガイドライン」の遵守をお願いします。
- ④ 営業許可の申請、その他飲食店を営業する際に必要な諸手続きは、事業者が行ってください。
- ⑤ 保健衛生に関する法令については、遵守してください。
- ⑥ かわまち交流館を第三者に転貸することや、その使用权を譲渡することはできません。
- ⑦ 伝統鮎やなのイメージを損なわないよう従業員の服装、接客態度等に十分に気を付けてください。
- ⑧ かわまち交流館は、常に清潔を保ってください。
- ⑨ 鮎料理の提供においては、テイクアウトのみの販売も行っていただくこととします。
- ⑩ 囲炉裏設備活用した営業の造作については、延岡保健所・国土交通省の指導に従っていただきます。
- ⑪ 食事棟営業後は、ダクトの清掃やグリストラップの吸い取り、焼き場の砂入れ替えを含め、食事棟営業前と同様の状態にしてください。

- ⑫ かわまち交流館の大広間、2階席について、資材置き場として利用できることとします。ただし、保管資材については事前に報告することとし、事業者責任のもと保管していただきます。
- ⑬ その他定めのない事項については、事業者と実行委員会の協議の上、決定していくこととします。

8 その他留意点

かわまち広場における鮎料理提供については、延岡市議会9月補正予算の議決を経ることが前提となります。

9 報告書の提出

出店者は、12月20日（金）までに、営業期間中の各期日における来客者数及び売上額を記載した報告書を実行委員会に提出してください。このほか、運営状況の適宜把握のために、週報を作成し、実行委員会に提出してください。

10 出展の取り消し

下記に該当する場合は、出展を取り消します。

- (1) 延岡市かわまち広場条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 出展の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、かわまち広場の管理又は運営上やむを得ない理由があるとき。

11 損害賠償

事業者は、飲食店の営業にあたり、実行委員会、一般社団法人延岡観光協会または第三者に損害を与えたときは、実行委員会、一般社団法人延岡観光協会の故意または過失によるものを除き、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

また、事業者が「12」に記載する応募手続き等において、虚偽の内容を申告し、または「12-(1)」の応募資格を満たさないにもかかわらず事業者となったことによって実行委員会に損害を与えた場合は、その損害のすべてを賠償しなければなりません。

12 応募手続き等

(1) 応募者の資格

応募資格者は、法人その他の団体または個人とし、次の要件を満たしているものとします。

- ① 延岡市伝統鮎やな憲章の趣旨を理解し、伝統鮎やなの存続に意欲があること
- ② 良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力を有すること
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと
- ④ 本社、支社、支店等の事務所の所在地が延岡市内に存在し、可能な限り延岡市民を従業員として雇用すること
- ⑤ 団体の代表者または本人が成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと
- ⑥ 市税を完納していること
- ⑦ 応募するにあたり、営業期間中に使用する延岡産の養殖鮎の手配が可能であるもの

(2) 応募の申込み

応募申込書類の提出は持参により行ってください。郵送による受付は行いません。

(3) 応募時提出書類

- ① 応募申込書（様式1号）
- ② かわまち交流館利用申請書（様式第2号）
- ③ 法人その他の団体である場合は、団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ④ 法人である場合は、当該法人の登記事項証明書（原本）
- ⑤ 個人である場合は、住民票の写し（原本）
- ⑥ 市税の滞納がない旨の完納証明書
- ⑦ 鮎の養殖事業者との覚書（任意様式）

※ 本協会に養殖鮎の手配を依頼する場合は不要。

※ 登記事項証明書、住民票の写しは提出日前3か月以内に発行されたものとします。なお、申込みにかかる費用は応募者の負担とし、提出書類は理由を問わず返却しません。

(4) 提出期間

期間は令和2年9月8日(火) から令和2年9月17日(木)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とします。ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けることができません。なお、書類提出後に応募を取り下げの場合は、辞退届け（任意様式）を提出してください。

(5) 提出場所

〒882-0053

延岡市幸町2丁目125 ココレッタ延岡2階

一般社団法人延岡観光協会内 かわまち広場運営実行委員会 事務局

電話：0982-29-2155 FAX：0982-29-2025

(6) 質問事項の受付

① 受付期間

令和2年9月7日(月) から 令和2年9月15日(火)

② 受付方法

質問表(様式3号)に記入の上、電子メール、ファクス、郵送で行うものとします。電話での質問は受け付けません。

E-mail：iwamoto@nobekan.jp